

答 申

1 審議会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成30年5月23日付け30嘉鞍保第3243号で行った個人情報不開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 審査請求に係る対象個人情報の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象個人情報

審査請求に係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、審査請求人が平成30年4月25日付けで実施機関に対して行った以下の個人情報開示請求に係る審査請求人の個人情報である。

ア 「2018年2月と3月において、措置入院先を探す中で、私の親不知の件にて、〇〇市の病院とやりとりした内容（TEL、FAX、メール、面会、書類のやりとりを含む）記録の開示を求める。」（以下「本件開示請求1」という。）

イ 「2018年1月1日より2018年4月2日までの期間において〇〇病院、〇〇保健所、〇〇市役所の全出先機関（本庁や全出先機関の全部署を含む）とやりとりした内容（TEL、FAX、メール、面会、会議、調査、審査、書類のやり取りを含む）の記録。また、前述した機関より福岡県庁及び県庁全出先機関の全部署宛てに提供された書類、また、福岡県庁及び県庁全出先機関の全部署より前述した機関へ提供した書類の記録開示を求める。」（以下「本件開示請求2」といい、本件開示請求1及び本件開示請求2を総称して「本件開示請求」という。）

(2) 開示決定状況

実施機関は、本件開示請求に係る本件個人情報について、作成も取得もしておらず存在しないとして、条例第17条第2項の規定により、本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消すことを求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成30年4月25日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定により、本件開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成30年5月23日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成30年5月30日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

エ 実施機関は、平成30年7月4日付けで、福岡県個人情報保護審議会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 本件開示請求1について

2017年（平成29年）3月の措置入院診察に当たって、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所に対し審査請求人等から「親不知を患っているため歯科の診療科目もある病院を探して欲しい」旨を申し出ていたほか、検察からも、審査請求人が親不知治療について通院中であることなどの情報提供を受けているはずであるから、不存在であるとの回答は虚偽である。

(2) 本件開示請求2について

審査請求人は、実施機関が関係機関とやり取りをしたことについて以下のとおり把握している。

ア 2018年（平成30年）1月に実施機関の職員が〇〇病院に出向き書類を回収している。

イ 2018年2月から5月にかけて実施機関の職員が〇〇保健所職員と電話のやり取りを行っている。

実施機関はこれらの関係機関とのやり取りを行っているはずであって、また通常県民から相談を受けると「精神保健福祉相談記録」を取っているのだから、外部とのやり取りについて記録を取る必要があり、不存在であるとの回答は虚偽である。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由は、次のとおりである。

(1) 本件開示請求1について

平成30年2月から3月においては、審査請求人の件で措置入院先を探しておらず、審査請求人の親不知の件で〇〇市の病院とのやりとりもないことから、記録は存在しない。

(2) 本件開示請求2について

ア 〇〇病院から回収した書類は、実施機関から病院へ審査請求人に関して情報提供を行った書類であり、本来病院が複写・保管することを認めていないものである。当時、〇〇病院がこの書類の写しを保管していることが判明したため、職員が病院へ出向き

書類を回収した上で、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所において廃棄したという経緯があるが、このことに関する記録は存在しない。

イ ○○保健所とのやり取りについては、平成30年1月に電話連絡の事実はあるが、記録は作成していない。

6 審議会の判断

(1) 本件開示請求及び本件決定について

審査請求人は、本件開示請求1において「実施機関が審査請求人の措置入院先を探す過程で」と明示した上で、本件個人情報の開示を求めたものである。一方、審査請求人は、本件開示請求2において、審査請求人の措置入院に係る情報を求める趣旨での開示請求であることが明確になるような具体的な記載をしていないものの、本件開示請求2は、本件開示請求1と同じ個人情報開示請求書で開示請求されたこと、また、郵送された当該個人情報開示請求書を受領した嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所は、審査請求人の措置入院に関する手続を所管していることから、実施機関は、本件開示請求2について、本件開示請求1と同様に、審査請求人の措置入院に係る情報を求める趣旨での開示請求であると解し、「郵送による開示請求書の受付は、開示請求に係る個人情報を保有している所属において行う」とする条例上の運用（個人情報保護事務の手引（福岡県総務部県民情報広報課））に基づき、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所を事務担当課として本件決定を行ったものである。

(2) 都道府県知事による入院の措置（措置入院）について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第29条では、都道府県知事は、法第27条の規定による診察（以下「措置診察」という。）の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができる」と規定されている。

実施機関においては、精神障害者の入院等に係る福岡県事務処理要領（平成27年9月福岡県保健医療介護部健康増進課こころの健康づくり推進室発行）により、上記入院措置を採る場合における事務処理について、措置診察の結果、精神障害のため自傷他害のおそれがあると2名以上の精神保健指定医の意見が一致した場合、保健福祉環境事務所長がその者の入院措置を採る決定をするとともに、入院先病院を決定するものとされている。

(3) 本件開示請求1に係る本件個人情報の存否について

本件開示請求1に係る本件個人情報について、実施機関は、「本件開示請求1に記載された2018年2月から3月までの間に、実施機関は、審査請求人の措置入院先を探して

おらず、審査請求人の親不知についても、病院とやり取りはしていない」との説明を行っている。

こうした実施機関の説明の当否を判断するため、当審議会は、条例第56条第4項の規定による調査を実施し、審査請求人に係る文書を見分したところ、審査請求人が主張するとおり、2017年3月頃、審査請求人が親不知を患っており、措置入院の際には口腔外科のある医療機関に入院したい旨の申出が実施機関の職員に行われていた記録は確認できたものの、2018年2月から3月までの間に、実施機関が審査請求人の措置入院先を探していた記録や、審査請求人の親不知に関連して、〇〇市の病院とやり取りを行った記録は確認できなかった。

したがって、2018年2月から3月までの間に、実施機関が審査請求人の措置入院先を探しておらず、そのため、審査請求人の親不知のことを病院とやり取りすることもなかった旨の実施機関の説明には一定の合理性があると判断され、実施機関は本件開示請求1に係る本件個人情報を作成も取得もしていなかったものと判断される。

(4) 本件開示請求2に係る本件個人情報の存否について

ア 〇〇病院及び〇〇保健所とのやり取りに関する実施機関の説明について

本件開示請求2に係る本件個人情報について、審査請求人は、「実施機関はこれらの関係機関等とのやり取りを行っているはずであって、また通常県民から相談を受けると『精神保健福祉相談記録』を取っているのだから、外部とのやり取りについて記録を取る必要があり、不存在であるとの回答は虚偽である」と主張しているのに対し、実施機関は、「関係機関等とのやり取りはあったが、記録は作成していない」と説明するのみで、やり取りを行っているにも関わらず、なぜ記録を作成していないのかが明確でない。このため、当審議会から実施機関に対し、条例第56条第4項に規定する調査を行い、その具体的な理由等について説明を求めたところ、実施機関から以下のとおり説明を受けた。

(7) 「精神保健福祉相談記録」に記載する情報について

実施機関では、精神障害者からの相談受付や指導及び法に基づく申請・通報を受けた精神障害者に関する対応といった精神保健福祉に関する事務を行っており、当該事務に関連して、実施機関が、本人、家族及び関係者とのやり取りを行った場合で、その内容が本人への今後の対応等を円滑に進めるために記録に残す必要があると判断した場合には、所定の様式で「精神保健福祉相談記録」として記録を作成することとしており、原則として他に記録は作成していない。上記6(1)のとおり、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所では、審査請求人について本件開示請求を受理する以前から措置入院に関する様々な対応を行っていたことから、法に基づく通報を受けた精神障害者に対する対応として、審査請求人に係る「精神保健福祉相談記録」を作成しているところ

ろである。

(イ) ○○病院とのやり取りに関する記録について

実施機関は、措置入院先の医療機関に対して、事前に対象者の病歴等の情報を記載した「事前調査票」を情報提供しており、当該措置入院に係る対応が完了した後は、必ず回収する運用を行っている。本件開示請求2に記載された「2018年1月1日」よりも前に、実施機関は、審査請求人の措置入院先である○○病院に対して、「事前調査票」を提供していたところ、後に、同病院がその写しを引き続き保有していたことが発覚したため、実施機関の職員が当該写しを回収し、廃棄したということがあった。本件開示請求2に記載された「2018年1月1日から2018年4月2日」までの間に、実施機関が○○病院との間で審査請求人のことに関連してやり取りを行ったのは、この「事前調査票」の写しの回収に関することのみである。なお、「事前調査票」の原本は、実施機関において管理しており、その写しは、上記の運用に照らせば、本来、存在しているはずのない書類であるため、実施機関は既にこれを廃棄している。

したがって、「2018年1月1日から2018年4月2日」までの間の○○病院とのやり取りの内容について、実施機関においては、上記6(4)ア(ア)のとおり、精神保健福祉事務に関連する内容ではあるものの、審査請求人への今後の対応を円滑に進めるために必要な内容には当たらず、「精神保健福祉相談記録」に記録する必要はないと判断した。

(ウ) ○○保健所とのやり取りに関する記録について

本件開示請求2に記載された「2018年1月1日から2018年4月2日」までの間に、実施機関が○○保健所の職員との間で審査請求人のことに関連してやり取りを行ったのは、実施機関が審査請求人から○○保健所管内の医療機関（○○病院）に対する苦情を受けたため、その内容を伝え、確認等を行ったということのみである。医療機関への苦情は、通常、管轄保健所において対応するものであり、○○病院への苦情は、所管である○○保健所が対応するべきものである。

したがって、○○保健所とのやり取りの内容について、実施機関においては、上記6(4)ア(ア)のとおり、精神保健福祉事務に直接関係する内容とはいえ、精神保健福祉相談記録」に記録する必要はないと判断した。

イ ○○病院及び○○保健所に係る記録の存否について

実施機関が作成する「精神保健福祉相談記録」は、精神障害者への今後の対応を円滑に進めるための対応記録であるため、審査請求人が主張するように、実施機関が審査請求人に関して感知した情報は全て記録されてしかるべきという主張も否定できない。しかし、精神保健福祉事務に従事する職員が、全ての対応を逐一記録することは極めて困

難であり、実際に記録するとした場合には、それに伴い膨大な事務手続が発生すること、またそのことによってその他の精神保健福祉事務に支障を及ぼす可能性があることもまた想定されるところである。

また、実施機関と〇〇病院とのやり取りは、「事前調査票」の回収に関することのみであったこと、また、〇〇保健所とのやり取りは、審査請求人から受けた〇〇保健所管内の医療機関に対する苦情に関することのみであったとする上記6(4)アの実施機関の説明については、それ以外のやり取りを行っていたと認めるべき特別な事情も判明していない。

したがって、上記6(4)ア(ア)のとおり、「精神保健福祉相談記録」の作成目的等に照らして、実施機関がその裁量において、〇〇病院及び〇〇保健所とのやり取りの内容を「精神保健福祉相談記録」に記録していないとする実施機関の説明には一定の合理性があると判断され、実施機関は、〇〇病院及び〇〇保健所とのやり取りに係る本件個人情報作成も取得もしていなかったものと判断される。

以上の理由により、「**1 審議会の結論**」のとおり判断する。